相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市小村町六四二番地、最後の住所香川県高松市前田西町八五九番地一九

被相続人　亡　稲井　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

香川県高松市丸の内七―二〇　丸の内ファイブビル一階　猪川映法律事務所

相続財産管理人　弁護士　猪川　映

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝二一五五番地、最後の住所佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保一九八六番地一　ケアハウスはがくれの郷五一一　被相続人　亡　中島　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

佐賀県佐賀市駅南本町五番五号　サンシャインM二〇一号室鬼塚・吉村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鬼塚　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県水俣市旭町一丁目一一番地、最後の住所熊本県水俣市大園町二丁目一番六号

被相続人　亡　渋谷　茂歳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

熊本県水俣市昭和町一丁目二番二二号

相続財産管理人　司法書士　丸野　裕宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市清武町木原六一九五番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　横山　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

宮崎県宮崎市宮田町一二番一五号

相続財産管理人　後藤祐治郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成三十年五月十八日

一　墳墓等所在地　東京都港区南青山二丁目二六番三八号

一　墳墓等の名称　梅窓院墓苑　一区C列八番

一　死亡者の本籍及び氏名　東京都世田谷区鎌田二丁目二三五番地の二八　加藤清子

一　改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二丁目二六番三八号　宗教法人梅窓院　住職　中島　真成

無縁墳墓等改葬公告

当納骨堂は整理のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成三十年五月十八日

一　墳墓等所在地　福岡県福岡市博多区東平尾二丁目七―三九

一　墳墓等の名称　大円寺納骨堂

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　吉村朝男

一　改葬を行おうとする者　福岡県福岡市博多区東平尾二丁目七―三九　宗教法人大円寺　代表役員　藤野　晃俊

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十八日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一六番五号

河北新報関連会社企業年金基金

清算人　大江　信彦

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年5月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①山田ビジネスコンサルティング株式会社　②東京都知事(1)96383　③代表取締役　増田慶作　④東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館　山田コンサルティンググループ株式会社　代表取締役　増田慶作

①ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社　②東京都知事(1)99677　③代表取締役　川上宏　④東京都千代田区神田錦町三丁目26番地一ツ橋SIビル9階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田錦町三丁目26番地一ツ橋SIビル9階　ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社　代表清算人　川上宏

①日本住宅建設産業関西協同組合　②大阪府知事(1)11965　③代表理事　湖中明憲　④大阪府大阪市中央区北久宝寺町1―2―1―402　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区北久宝寺町1―2―1―402　日本住宅建設産業関西協同組合　代表理事　湖中明憲

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、平成三十年一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十八日

大阪府大阪市淀川区田川三丁目七番三号

旭松食品株式会社

確定給付企業年金清算人　関東　博之